

都道府県協会各位

いつもお世話になっております。

全L協保安30第82号（平成31年3月20日）において「2019年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」のご案内をいたしました。

同指針で、2017年の告示改正で使用禁止になった接続具等の猶予期間までの確実な交換が新たに記載されております。

具体的には、以下の4種類の接続具等について、2022年4月1日までの猶予期間までに確実に交換することが要請されています。

「安全アダプター（1995年頃）」

「両端迅速継手付ゴム管（1999年頃）」

「両端迅速継手付塩化ビニルホース（1990年頃）」

「両端ゴム継手付塩化ビニルホース（1990年頃）」

（）内は製造禁止となった年

その件に関して、複数の都道府県協会より次のようなご質問をいただいております。情報共有化のため回答を含め、送信させていただきます。

【質問事項】

①両端迅速継手付ゴム管の使用禁止に関して、現行のゴム管にソケットを後付して使用している例は多数あるが、後付型も禁止されるのか？

→後付型は禁止されません。使用禁止となる主旨は既製品型が製造中止になってから20年以上経過しており、もし現在も流通していれば、危険性があると想定されることからと聞いております。通常のゴム管にソケット等を後付して使用することは今後も問題ありません。

②そうであれば、保安センターが行う4年検査の際に既製品の指摘を行う際、後付品との見分け方はあるのか？

→添付資料を参照ください。

よろしく願いいたします。

(添付資料)

使用禁止になる両端迅速継手付ゴム管は取り外しが出来ない構造になっています。

使用禁止のゴム管の写真



使用可能なゴム管にカチッと後付の写真

